

生 徒 心 得

《楽しい学校生活を送るために》

1 通学

- (1) 常に交通規則を守って登下校する。危険を避け、他の通行者の妨害にならないように注意する。
- (2) 列車・バスの通学生は、車内においてマナーを守り、高齢者や幼児、体の不自由な人に対しては、親切な対応を心掛ける。
- (3) 自転車通学生は、常に自転車の整備点検を心掛ける。傘差し、二人乗り、イヤフォンの着用、スマートフォンを操作、夜間の無灯火運転等をしてはならない。
- (4) 通学自転車は、防犯登録をした自転車を用い、「自転車通学届」を提出し、許可シールを自転車に貼ること。また、自転車の貸し借りを禁止する。

2 授業・学習活動

- (1) 休み時間中に、教室移動や授業の準備を済ませ、始業のチャイムが鳴る前に着席する。
- (2) 教科書その他の必要な用具を忘れたときは、あらかじめ教科担任に申し出て、指示に従う。
- (3) 遅刻した場合は、職員室または進路指導室で「遅刻届」を記入し、教科担任の署名と許可を得て、座席に着く。その後、担任に提出する。
- (4) 早退する場合は、職員室または進路指導室で「早退届」を記入し、ホーム担任の署名を得てから早退する。
- (5) 教科書等の教材は、家庭での自学自習に備えられるよう、下校の際は持ち帰る。
- (6) 生徒は始業開始から放課時刻まで、許可無く校地外へ出てはならない。外出する必要があるときは、「外出届」を記入し、ホーム担任の署名を得てから外出する。

3 考査時の態度

- (1) 厳粛な態度で臨み、最善を尽くす。不正行為は絶対に行わない。また、筆記用具以外は廊下に置く。
- (2) 考査中は、席を離れたり、物品の貸し借りをしてはならない。

- (3) 考査に遅刻した者は、監督者の指示を受ける。
- (4) やむを得ず定期考査を欠席する場合は、「定期考査欠席届」を提出する。病気、怪我の場合は診断書を添える。
- (5) 考査時の心得の詳細については、別途、指示する。

4 欠席・欠課・忌引きの届け出

- (1) 欠席・欠課は、あらかじめ分かっている場合は、事前にホーム担任及び教科担任に届け出る。また、当日の欠席・遅刻等については、必ず保護者が電話で連絡する。
- (2) 長期（一週間以上）の病欠は、医師の診断書を提出する。
- (3) 忌引きについては、下記の規定により服喪する。

父 母	祖父母・兄弟姉妹	曾祖父母・伯叔父母・父母の年忌
7日以内	3日以内	1日以内

- (4) 次の場合は、出席停止等の扱いとする。なお、必ず所定の手続きをとること。

ア インフルエンザ等の法令で定められた感染症によるもの。

イ 進学・就職試験によるもの。

ウ その他学校長が認めたもの。

- (5) 次の場合は、欠席・欠課とせず、公欠扱いとする。

ア 公用（公的機関主催行事の学校代表）によるもの。

イ 公共交通機関の事故・遅延・運転中止等によるもの。

ウ 対外活動で学校長が認めたもの。（「諸行事参加願い」（別紙）により一括して届け出、ホーム担任等の署名を事前にもらうこと。）

5 礼 儀

- (1) 来校者に会った場合は、すすんで挨拶をする。
- (2) 粗暴な言葉遣いや態度は慎む。
- (3) 職員室・事務室等の出入りに際しては、「失礼します」、「失礼しました」と挨拶をし、社会的マナーを身につける。

6 所持品の管理と記名

- (1) 自分の所持品（教科書等）には、記名をする。

- (2) 学校生活に必要なでない物品（ゲーム機・雑誌・化粧品など）を持参してはならない。特にナイフ等の危険物は絶対に所持してはならない。
- (3) 事情があって貴重品を所持している場合、各自が保管に留意する。
- (4) 体育等等着替える場合、貴重品はホーム担任または教科担任に預ける。
- (5) 拾得物・遺失物・盗難のあった場合、速やかにホーム担任あるいは生徒課に申し出る。

7 スマートフォンの使用

スマートフォンの使用に関してはルールとモラルを守る。

- (1) 校地内での使用は禁止する。（放課後に生徒玄関前で保護者への連絡に使用する場合は使用を認める。）それ以外の理由でやむを得ず使用する場合は、ホーム担任の許可を得て、指定された場所で使用する。
- (2) 校内では、電源を切って鞆の中に入れる。
- (3) 事故防止のため、登下校中に歩きながらスマートフォンを操作することを禁止する。

8 公共心と校内美化

- (1) 公共の施設・設備・備品は大切に扱う。
- (2) 危険物あるいは危険箇所を発見した場合、速やかにホーム担任あるいは生徒課に申し出る。
- (3) 掃除当番は終礼後速やかに担当区域の清掃をする。終了後は、担当の教職員に連絡し、点検を受ける。

9 部活動・奉仕活動

- (1) 生徒は、高校生活を充実したものにするために、部活動や同好会に加入する。
- (2) 思いやりの気持ちを持って、ボランティア活動や体験活動に積極的に参加する。

《 禁止されていること 》

1 自動車（バイク）の免許取得と乗車

交通事故の実態を充分認識する。被害者・加害者となって学業の目的を失わないためにも、運転免許証の無断取得と運転を禁止する。

2 喫煙・飲酒・薬物

喫煙・飲酒は禁止する。また、薬物の使用は絶対にしてはならない。

3 盗み・暴力行為・いじめ等

盗み（万引き・窃盗行為）・暴力・いじめは法に触れる行為であり、個人の人権を侵害することとなるので、絶対にしてはいけない。

インターネットの利用については、いわゆる「出会い系サイト」等は絶対に利用しないこと。マナーを守り、個人情報取り扱いに注意するとともに、SNSやメール等により、他人を誹謗・中傷したり、プライバシーを侵害したり、いたずら画像や不適切な画像を絶対に掲載しないこと。

4 立ち入り禁止場所

- (1) 入場が禁止されている施設（パチンコ店、居酒屋などアルコール飲料を扱う店など）への出入りをしてはならない。
- (2) カラオケルーム、インターネットカフェは保護者同伴で利用する場合のみ認める。

5 夜間外出等

夜間において、外出するときには行き先・帰宅時刻を保護者に告げ、外泊や午後9時以降の外出はしない。特に深夜徘徊（午後11時～午前4時までの間の外出）をしてはならない。

6 政治活動・宗教活動

良識ある公民として政治的教養や宗教的関心を持つことは自由である。しかし校内において他に働きかける政治的活動や宗教活動は慎まなければならない。

特に、政治活動について公職選挙法違反にならないよう、政治的教養を育み、十分な知識を身につけなければならない。

《身だしなみについて》

服 装 規 定

- ・学校指定の制服（男子は認証マークのついた標準型学生服、女子は本校制服製図に従う）で登校すること。
- ・やむを得ない事情によって指定以外の服装をするときは、事前に学校の許可を得なければならない。
- ・下線部のものは、本校購買部で購入が可能である。

項 目		注 意 事 項	
頭 髪		髪は「変形」・「変色」等を行わない。高校生としてふさわしい髪型にする。	
頭髪（男子）		清潔感を保ち、目が隠れないようにする。	
頭髪（女子）		髪の前方は目をおおわないようにし、清潔を保つこと。 安全上・衛生上必要な場面では結ぶこと。 髪留め等は派手なものは禁止する。	
つ め		つめは随時切り、長く伸ばさない。	
化粧等		カラーコンタクト・マニキュア・アイプチ・メイク・アクセサリー等は禁止する。	
<u>校 章</u>		男子は左襟にねじ止め式を、女子は左襟にピン式をつける。	
男子 制服	標準 学生 服	上衣	体型に合ったものを着用する。 極端に長いものや短いものは禁止する。 前と袖に <u>校章入りボタン</u> をつける。 白カラーは、必ず襟の上に出るようにつける。
		シャツ	白カッターシャツは学校指定の校章入り <u>長袖カッターシャツ</u> を着用する。白カッターシャツ以外のものを着用している場合は、必ず上着を着用すること。（外に見えないように着用する） 夏場は学校指定の校章入り <u>白半袖開襟シャツ</u> を着用する。
		ズボン	体型に合ったものを着用する。

女子制服	上衣	加工は禁止する。
	白ブラウス	学校指定の校章入り白長袖ブラウスとする。 夏場は学校指定の学校指定のマーク入り白半袖ブラウスとする。
	カーディガン	学校指定のマーク入りのものとする（黒色または紺色）。 着用時は前ボタンを留める。
	スカート	スカート丈は膝頭の中心程度とし、折り曲げや加工することを禁止する。
	スラックス	スカートの代わりに着用することができる。 体型に合ったものを着用する。
	ネクタイ	結び目を緩ませず、シャツの第一ボタンまで上げる。
ベルト	黒色または茶色で、華美でないものをつける。	
ストッキング・タイツ	黒色またはベージュとする。	
靴下	華美なものは避ける。	
靴	華美なものは避ける。サンダル、スリッパ通学は禁止する。	
防寒用の上着	生地・型ともに高校生らしいものであること。 制服の下にセーター等を着用する場合、外に見えないように着ること。	
カバン	華美なものは避ける。	
スリッパ・上履き	学習棟（A棟・B棟）→ 学年指定のスリッパ 体育館 → 上履きシューズ シューズを履く場合は、紐をしっかり結び、かかとを踏んで履いてはいけない。	

・冬服、夏服の着用期間について

4月1日～5月31日	6月1日～9月30日	10月1日～3月31日
冬服	夏服	冬服

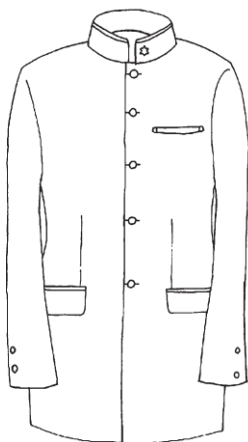
※但し、天候によって変更することもある。

・女子の合服登校期間について

- ① 5月 ～ 6月 ② 9月 ～ 10月

制服製図

学生服上衣



ズボン・スラックス



冬 服



合 服

(カーディガン着用時)



夏 服



《 事前に届出・許可願を要すること 》

1 届出・諸願について

- ・下記の事項に該当する生徒は、速やかに諸手続きを完了すること。
- ・書類はペン書きを原則とする。

No.	届出・諸願	該当する生徒	届出・申請
1	学割申込書	乗車駅より100km以上の旅行をする時	事務室
2	通学証明書	通学定期券を購入する時（JR・パスとも）	事務室
3	在学・卒業証明書	在学時や卒業後等に必要な時	事務室
4	成績証明書	成績の証明が必要な時	ホーム担任
5	生徒証明書	本校生徒であることを証明するカード型証明書	ホーム担任・生徒課
6	自転車通学届	自転車を少しでも利用して通学する時	生徒課
7	下宿届	下宿する時や下宿先を変更した時	生徒課
8	諸行事参加願	部活動行事、合宿、登山、キャンプ等に参加する時	生徒課・顧問
9	地区行事参加願	地区の祭礼などに参加する時	生徒課
10	外出・早退届	日課時間中に外出・早退する時	ホーム担任
11	欠席・公欠・忌引届	欠席や公欠、忌引をした時	ホーム担任
12	遅刻届	遅刻をした時	職員室・進路指導室
13	長期欠席届	1週間以上にわたる欠席をした時	ホーム担任
14	異装届 女子の制服修理	規定外の服装をする時 女子のスカートの修理を要する時	生徒課
16	掲示物届	学校内外で掲示物を貼る時	生徒課
17	刊行物の発行・配布届	刊行物を発行・配布する時	生徒課
18	アルバイト許可願	事情によりアルバイトを希望する場合	生徒課
19	自動車学校通学許可願	自動車学校に通学する場合	ホーム担任・生徒課

2 特に留意すべきこと

(1) アルバイトについて

アルバイトは原則として許可しない。ただし、特別な事情がある場合は許可することがある。

(2) 各種学校行事参加について

部活動行事・合宿・登山・キャンプ・地区行事（祭礼等）・校外諸団体主催行事などの行事に参加する場合は、所定の手続きを行い、校長の許可を受ける。

(3) 掲示物・刊行物について

掲示物は責任者名を記入し、生徒課の許可を受けなければならない。また、刊行物を発行し、配布するときは事前に関係教諭あるいは生徒課の許可を得なければならない。

(4) 自動車・原付自転車の免許証取得について

ア 自動車の免許証取得（自動車学校に入学することも含む）は、原則として第3学年の2月10日以降に取得を認める。（成績不振者には許可しない場合がある。）

イ 保護者の承諾を得た後、ホーム担任を通して「自動車学校通学許可願」を生徒課まで提出する。

ウ 通学を許可された生徒に対しては、「自動車学校通学許可証」を発行するので、それを持って自動車学校に行き、許可証を見せて入学手続きをする。

エ 自動車学校は、放課後に通学すること。

オ 免許証を取得しても、在学中は自動車を運転してはならない。

万が一運転する場合は、任意保険に加入した上で保護者同伴でなければならない。

昭和48年4月「生徒心得」制定

平成15年3月「生徒心得」一部改定

平成19年3月「生徒心得」一部改定

平成21年4月「生徒心得」一部改定

平成23年4月「生徒心得」一部改定

平成24年4月「生徒心得」一部改定

平成27年4月「生徒心得」一部改定

平成29年4月「生徒心得」一部改定

令和4年4月「生徒心得」一部改定

令和5年4月「生徒心得」一部改定

令和6年4月「生徒心得」一部改定

令和7年4月「生徒心得」一部改定

令和8年4月「生徒心得」一部改定